

食品等の輸入手続について

食品衛生法に基づく輸入手続

販売又は営業上使用する食品等を輸入する場合は、その安全性確保の観点から食品衛生法 第27条に基づき、輸入者に対して輸入届出の義務が課せられています。

輸入届出を行わない食品等については、販売又は営業上使用することはできません。

届出は検疫所で受け付けており、食品衛生監視員が適法な食品等であるかの審査や、検査の要否の判断を行います。

対象となる食品等とは、食品、食品添加物、器具、容器包装及び乳幼児用のおもちゃです。

販売又は営業上使用する。

(不特定又は多数の人への無償配布を含む。)

販売又は営業上使用しない。

販売又は営業上使用しない場合

輸入届出は不要となりますが、税関等より確認願の提出を求められる場合があります。
確認願の要否は税関窓口にご確認ください。



確認願様式

検査命令対象商品を10kg以上輸入する場合は手続きが必要となる場合があります。
管轄する検疫所窓口にご確認ください。

販売又は営業上使用する。

(不特定又は多数の人への無償配布を含む。)

畜産食品
(A)

畜産加工食品
(B)

水産食品
(C)

水産加工食品
(D)

農産食品
(E)

農産加工品
(F)

その他の食料品
(G)

飲料
(H)

食品添加物
(I)

器具・容器包装
(J)(K)

おもちゃ
(L)

該当品目を
クリック！



※示している必要資料・記載事項は一般的な例であり、個別商品については検疫所窓口の指導に従ってください。

畜産食品(A)



畜産食品とは

水産動物(水棲哺乳動物を含む)に分類されるものを除く
全ての動物の肉及び畜産物の未加工品です。

食品衛生法 第10条に定める
獣畜若しくは**家きん**

※獣畜:牛、馬、豚、めん羊、山羊、水牛
家きん:鶏、あひる、七面鳥



衛生証明書
必要

上記に含まれない動物の肉及び
畜産物の未加工品



衛生証明書
不要

また、以下のような確認が必要な場合もあります。事前にご確認ください。

- ・ 動物検疫所による検疫



大分類へ戻る



前頁へ戻る

次頁へ進む



衛生証明書が必要なもの

輸入届出



届出書記入例

+

(必要な書類)

・衛生証明書

食肉(生食用食肉を除く)・生食用食肉(牛の食肉(内臓を除く。)であって生食用として販売されるものに限る。)は個別の規格基準が定められています。

[（厚生労働省HP 食品別の規格基準について）](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/jigyousya/shokuhin_kikaku/index.html)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/jigyousya/shokuhin_kikaku/index.html

※牛海綿状脳症(BSE)の発生国又は発生地域において飼養された牛及びめん羊、山羊に関する品目については**通知に示す事項に合致しなければならない**若しくは**輸入できない**場合があるため、事前相談をご活用ください。



大分類へ戻る



前頁へ戻る

次頁へ進む



衛生証明書が不要なもの

輸入届出



食鳥卵・血液、血球及び血漿は個別の規格基準が定められています。

(厚生労働省HP 食品別の規格基準について)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/jigyousya/shokuhin_kikaku/index.html

※日本国内に輸入実績が無い品目は現地の食経験等を確認する場合がありますので、事前相談をご活用ください。



大分類へ戻る



前頁へ戻る

次頁へ進む



畜産加工食品（B）



食 肉 製 品
(B1～、B2～)

鳥獣肉類を主原料とする加工品です。

乳 製 品
(B3～)

牛乳、山羊乳、めん羊乳、水牛乳等を主原料とするものです。

その他の畜産加工
食 品
(B～)

上記に含まれないものです。

また、以下のような確認が必要な場合があります。事前にご確認ください。

- ・ 動物検疫所による検疫



大分類へ戻る



前頁へ戻る

次頁へ進む



食肉製品

輸入届出



届出書記入例

+

(必要な書類)

- ・原材料表
- ・製造工程表
- ・衛生証明書(必要に応じて)

食肉製品は製造方法(殺菌条件、pH、Aw等)や保存状態(包装材、保存温度)により個別に規格基準が定められています。

(厚生労働省HP 食品別の規格基準について)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/jigyousya/shokuhin_kikaku/index.html



大分類へ戻る



前頁へ戻る

次頁へ進む



乳製品

輸入届出

+

(必要な書類)

- ・原材料表
- ・製造工程表
- ・衛生証明書(必要に応じて)

乳及び乳製品は「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」により個別の規格基準が定められている品目があります。

ナチュラルチーズはソフト(MFFB(%):>67)、セミハード(MFFB(%):54-69)、ハード(MFFB(%):49-56)、エキストラハード(MFFB(%):<51)の種類に分類され、種類により品目コード・規格基準が異なります。

(電子政府の総合窓口 e-Gov 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令)

http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=326M50000100052



大分類へ戻る



前頁へ戻る

次頁へ進む



その他の畜産加工品

輸入届出



届出書記入例

+

(必要な書類)

- ・原材料表
- ・製造工程表



大分類へ戻る



前頁へ戻る

次頁へ進む



水産食品(C)と水産加工食品(D)

水産食品 (C)

未加工の水産食品(活、冷蔵、冷凍)

未加工品には以下のものを含まれます。

- 丸のもの、内臓を除去したもの、尾ひれを取ったもの、軽度の撒塩を施したもの
- 大型魚であって、各部位ごとにカットしたもの(まぐろのロイン等)

水産加工食品 (D)

加工された水産食品

切り身、むき身を含みます。

※天然に毒を有し輸入できないものもあるため、事前相談をご活用ください。



大分類へ戻る



前頁へ戻る

次頁へ進む



水産食品(C)



未加工の水産食品(活、冷蔵、冷凍)とは

- 食品衛生法や通知等により、輸入時に**衛生証明書**が必要なものが定められています。
- 有毒であることが知られるもの(通知等で定められるもの)については輸入できません。

・輸入届出 → 届出書記入例
＋
衛生証明書(必要に応じて)
・ふぐ
・生食用のかき 等

輸入不可(有毒魚種)の例
アカマダラハタ、バラハタ、マ
ダラハタ、オニカマス等のシ
ガテラ毒魚 等

※通知等は適宜更新されます。詳しくは厚生労働省のホームページ等でご確認ください。



大分類へ戻る



前頁へ戻る

次頁へ進む



水産加工食品(D)



NACSS
水産加工食品のコードへ

- ・輸入届出  届出書記入例
- +
- (必要な書類)
- ・原材料表
- ・製造工程表
- ・衛生証明書(必要に応じて)

鯨肉製品、魚肉ねり製品、いくら、すじこ及びたらこ、ゆでだこ、ゆでがに、生食用鮮魚介類、生食用かき、寒天、冷凍食品等は個別の規格基準が定められています。

[\(厚生労働省HP 食品別の規格基準について\)](#)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/jigyousya/shokuhin_kikaku/index.html



大分類へ戻る



前頁へ戻る

次頁へ進む



農産食品（E）



農産食品とは

野菜・果実・穀類・豆類・種実類など、未加工の農産品です。

生産国、品目によっては現地発行の証明書の添付や検査が必要になる場合もあるため、事前相談をご活用ください。

- ・輸入届出 → 届出書記入例
- +
- ・証明書など（必要に応じて）

また、以下のような確認が必要な場合があります。事前にご確認ください。

- ・ 植物防疫所による検疫
- ・ 各地方厚生局麻薬取締部による確認（大麻の実等）



大分類へ戻る



前頁へ戻る

次頁へ進む



農産加工食品(F)



農産加工食品とは

野菜・果実・穀類・豆類・種実類(ナッツ類)などを加工したもの。

・輸入届出書

+

(必要な書類)

・原材料表

・製造工程表



届出書記入例

生あん、豆腐、即席めん類、冷凍食品等は個別の規格基準が定められています。

(厚生労働省HP 食品別の規格基準について)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/jigyousya/shokuhin_kikaku/index.html



大分類へ戻る



前頁へ戻る

次頁へ進む



その他の食料品（G）



その他の食料品は肉類、魚類、農産品、飲料以外の全ての加工食品です。

分類	解説
スープ類、シチュー類（G1）	液状、固形（粉末、顆粒）も含む 缶詰コーンスープ、顆粒コンソメスープ 等
調味料（G2／G3）	砂糖、塩、しょう油、果実ソース 等
油脂（G4）	オリーブ油、マーガリン、牛脂 等
菓子類（G5）	チョコレート、ケーキ、キャンディー 等
冷凍食品（G6）	冷凍ケーキ、冷凍餃子 等
容器包装詰加圧加熱殺菌商品（G7）	レトルトカレー 等
健康食品（G8）	健康食品の原材料も含む。 ビタミン類、植物エキス入りカプセル 等
その他の食品（G9）	上記以外の食品



大分類へ戻る



前頁へ戻る

次頁へ進む



その他の食料品（G）



・輸入届出

＋

（必要な書類）

・原材料表

・製造工程表



届出書記入例

乾燥品及び粉体であり、健康食品の原料として使用される食品は輸入の都度、放射線照射による殺菌をしていないことを示した書類が必要です。

冷凍食品、容器包装詰加圧加熱殺菌食品（レトルト食品）等は、個別に規格基準が定められています。

[（厚生労働省HP 食品別の規格基準について）](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/jigyousya/shokuhin_kikaku/index.html)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/jigyousya/shokuhin_kikaku/index.html



大分類へ戻る



前頁へ戻る

次頁へ進む



飲料(H)



飲料は、以下の3種です。

分類	解説(具体的な商品例)
清涼飲料水(H1)	リンゴジュース、ミネラルウォーター 等
粉末清涼飲料(H2)	インスタントコーヒー 等
酒類飲料(H3)	ワイン、ウイスキー、ブランデー 等



大分類へ戻る



前頁へ戻る

次頁へ進む



飲料(H)



- ・輸入届出書
 - +
 - (必要な書類)
 - ・原材料表
 - ・製造工程表
- 届出書記入例

清涼飲料水、粉末清涼飲料は、個別に規格基準が定められています。清涼飲料水は殺菌条件の確認が必要になりますので、事前相談をご活用ください。

(厚生労働省HP 食品別の規格基準について)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/jigyousya/shokuhin_kikaku/index.html



大分類へ戻る



前頁へ戻る

次頁へ進む



食品添加物(I)



食品添加物とは

食品の製造の過程において又は食品の加工若しくは保存の目的で、食品に添加、混和、浸潤その他の方法によって使用するものです。

～輸入が認められている添加物について～

原則として、**国内で使用が認められている添加物のみ、輸入が認められています**。したがって、輸入可能なものかどうかを事前に確認する必要があります。厚生労働省のホームページや当課の事前相談をご活用ください。

(厚生労働省HP 食品添加物)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuten/index.html



大分類へ戻る



前頁へ戻る

次頁へ進む



食品添加物(I)



輸入届出



届出書記入例

+

(必要な書類)

- ・商品説明
- ・試験成績書(必要に応じて)

個別の規格基準が定められている添加物があります。規格は食品添加物公定書をご確認ください。

(厚生労働省HP 食品添加物公定書)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuten/index.html



大分類へ戻る



前頁へ戻る

次頁へ進む



器具(J)と容器包装(K)



NACSS
器具のコードへ



NACSS
容器包装のコードへ

器具とは

飲食器具、割ぼう具、食品製造用機械やその他の器具で、食品が直接触れるもの。ただし、農水産業で、食品を採取したりする際に使用する器具(例: 漁網 等)は含みません。

分類	解説
飲食器具(J1)	お皿、箸、コップ 等
割ぼう具(J2)	包丁、まな板、お鍋 等
食品製造用機械(J3)	業務用食品製造機 等
その他の器具(J9)	食品保存容器、器具のパーツ 等

容器包装とは

食品や添加物を直接包装し、販売する際等にそのまま渡すものです。
例) 紅茶を入れるティーバッグ、飲料充填用の容器 等



大分類へ戻る



前頁へ戻る

次頁へ進む



器具(J)と容器包装(K)



NACSS
器具のコードへ



NACSS
容器包装のコードへ

輸入届出

+

(必要な書類)

- ・試験成績書(必要に応じて)
- ・ポジティブリスト適合確認書類(合成樹脂製のもの)



届出書記入例

個別の規格基準が定められている材質があります。

(例)ガラス製・陶磁器製・ホウロウ引き・合成樹脂製の器具・容器包装と一部の金属缶 など

(厚生労働省HP 器具・容器包装、おもちゃ、洗浄剤に関する情報)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/kigu/index.html

合成樹脂製のものについては、日本の**ポジティブリスト制度に適合しているもののみ輸入が認められています**。適合品かどうかを事業者等に確認し、確認書類を入手した上で輸入ください。

(厚生労働省HP 食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度について)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05148.html



大分類へ戻る



前頁へ戻る

次頁へ進む



おもちゃ（L）

おもちゃとは



主に乳幼児を対象にした以下のおもちゃは輸入届出の対象となります。

- ① 口に接触することを本質としているもの（おしゃぶり、笛 等）
- ② 遊びながら口に接触する可能性があるもの（積み木、ままごと玩具 等）
- ③ ②と組み合わせて遊ぶもの

届出の対象になるかは、そのおもちゃの性質や形態等を考慮し、個々に判断する必要がありますので、事前相談をご活用ください。

・輸入届出



届出書記入例

+

・試験成績書（必要に応じて）



大分類へ戻る



前頁へ戻る

次頁へ進む

